

三育学院大学大学院学則(案)

第1章 総 則

(大学院目的)

第1条 本学大学院は、キリスト教精神を基盤とした建学の理念に則り看護学の深奥を究めるために、学術の理論並びに応用を教授研究し、もって人類の保健医療福祉分野に貢献する人材を育成することを目的とする。

(研究科等の目的)

第2条 本学大学院看護学研究科の人材育成に関する目的及び教育研究上の目的は次のとおりとする。

看護学研究科看護学専攻(修士課程)

実践の場で抱いた問題意識や実践の根拠について、研究的に発展させ、実践と研究が融合する高度の実践能力を修得し、指導的実践者の育成をする。また、各専攻分野の看護学を精深し、研究能力を有する教育者・研究者の育成を目的とする。

(自己点検・評価)

第3条 本学大学院看護学研究科は、教育研究水準の向上を図り、前条に掲げる目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

第2章 研究科の組織，修業年限および学生定員

(課程)

第4条 本学大学院看護学研究科の課程は、修士課程とする。

(研究科および専攻)

第5条 本学大学院看護学研究科の課程に次の研究科・専攻を置く。

看護学研究科 看護学専攻 修士課程

(修業年限)

第6条 研究科の修業年限は、2年とする。

2 在学期間は、4年を超えることはできない。ただし、休学期間はこれに算入しない。

(学生定員)

第7条 学生の定員は次のとおりとする。

2 前項の学部における入学定員，収容定員は，次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
看護学研究科	看護学専攻	修士課程	5人	10人

第3章 教員組織

(教員組織)

第8条 本学大学院看護学研究科に，研究指導及び授業を担当する教員を置き，本大学の教授，准教授，講師をもって充てる。

2 本学大学院看護学研究科に教育・研究上必要な場合，専ら大学院を担当する教授・准教授及び講師を置くことができる。

3 前項の教員任用等に関し必要な事項は，別に定める。

(研究科長)

第9条 本学大学院看護学研究科に，看護学研究科長を置く。

(大学院看護学研究科教授会)

第10条 本学大学院看護学研究科を運営するため，看護学研究科教授会を置く。

2 看護学研究科教授会は，学長が次に掲げる事項の決定に当たり，教育研究に関する専門的な観点から審議し，意見を述べるものとする。

- (1) 看護学研究科の教育研究に関する規程の制定，改廃に関する事項
- (2) 看護学研究科教学委員会から報告された事項
- (3) 看護学研究科に関する事項
- (4) その他学長が必要と認める事項

第4章 教学委員会

(教学委員会)

第11条 看護学研究科を運営するため，看護学研究科に教学委員会を置く。

2 教学委員会の運営等に関し必要な事項は，別に定める。

第5章 学年，学期及び休業日

(学年・学期)

第12条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第 13 条 学業休業日は下記の通りとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 夏季休業
- (4) 冬季休業
- (5) 春季休業

2 学長が必要と認めるときは臨時休業日を設け、または休業日を変更することがある。

第 6 章 教育方法及び授業科目の履修方法等

(教育方法、授業科目及び単位数)

第 14 条 本学大学院看護学研究科の教育は、授業科目の履修及び学術論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行う。

- 2 看護学研究科において開設する授業科目及び単位数は別表第 1 の通りとする。
- 3 研究指導は、「三育学院大学大学院担当教員選考基準」に基づき、大学院が適格と認めた教員が行うものとする。
- 4 研究指導に関し必要な事項は、別に定める。

(履修方法)

第 15 条 前条の授業科目の履修方法は、看護学研究科の定めるところにより、修士課程にあつて 30 単位以上を修得しなければならない。

- 2 看護学研究科教授会において教育上有益と認めるときは、学部の授業科目を受講させることができる。
- 3 履修に関し必要な事項は、別に定める。

(他の当該大学院等における授業科目の履修)

第 16 条 研究科教授会において、教育上有益と認められるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が他の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 前項の規定により学生が修得した単位は、10 単位を超えない範囲で課程の修了に必要な単位数に算入することができる。

(他の大学の大学院等における研究指導)

第 17 条 教育上有益と認められるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が他の大学院において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

- 2 前項の規定により他大学院等において研究指導を受ける期間は、1 年を超えないものとする。

第7章 課程の修了及び学位の授与

(課程修了の要件)

第18条 標準修業年限2年以上在学し、「共通科目」において必修科目8単位を含め、「専門科目」において主として専攻する特論を【スピリチュアルケア特論】【看護教育学特論】【看護技術特論】【感染看護学特論】から選択した場合は、普遍実践看護学演習ⅠA、演習ⅠBと演習Ⅱにおいて、それぞれの専攻する特論から選択した計10単位、【成育看護学特論】【成人看護学特論】【高齢者看護学特論】【地域看護学特論】から選択した場合は、特定実践看護学演習ⅠA、演習ⅠBと演習Ⅱにおいて、それぞれの専攻する特論から選択した計10単位に加え、特別研究Ⅰと特別研究Ⅱの8単位を含め、「共通科目」および「専門科目」の専攻する特論以外の講義科目からそれぞれ2単位以上、合計30単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

(課程修了の認定)

第19条 課程修了の認定は、大学院看護学研究科教授会の審議を経て、学長が行う。

(学位の授与)

第20条 看護学研究科修士課程を修了した者には、別に定める三育学院大学大学院学位規程の定めるところにより、次の修士の学位を授与する。

看護学研究科 看護学専攻 修士(看護学)

第8章 入学・休学・復学・退学及び除籍等

(入学の時期)

第21条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第22条 本学大学院看護学研究科修士課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 看護師・保健師のいずれかの免許を有し、3年以上の看護関連の実務経験を有する者
- (6) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者

(出願)

第23条 本学大学院看護学研究科に入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

(選考)

第24条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学の許可)

第25条 前条の選考の結果、合格の通知を受けた者は、所定の書類に所定の入学金等納付金を添えて所定の期日までに入学手続をしなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第26条 本学大学院に入学を許可された者は保証人1名を定め、本学の指定する期間内に届けなければならない。

(再入学)

第27条 本大学院を退学した者が退学後2年以内に再入学を願い出たときは、学長は、研究科教授会の審議を経て、これを許可することがある。

2 再入学に必要な事項は別に定める。

(休学)

第28条 疾病その他のやむを得ない事由により、3ヶ月以上修学することができない者は、保証人連署の休学願及び医師の診断書又は理由書を添えて提出し、研究科教授会の審議を経て、学長の承認を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、学長は研究科教授会の議を経て休学を命ずることができる。

(休学期間)

第29条 休学期間は1年以内とし、当該学年度を超えることができない。ただし、特別の事由があるときは、1年を限度として期間延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。

3 休学期間は、第6条第2項の在学期間に算入しない。

(復学)

第30条 休学した者が、休学期間が満了したとき又は休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

2 復学の時期は、各学期の始めとする。

(退学又は転学)

第 31 条 病気その他やむを得ない事由により退学又は転学しようとするときは、保証人連署の願書を提出し学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第 32 条 次の号のいずれかに該当する者は、研究科教授会の審議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第 6 条に定める在学年限を超えた者
- (2) 第 30 条第 1 項に定める休学期間を超えて、なお復学することができない者
- (3) 授業料等の納付を怠り、催促してもなお納付しない者
- (4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

第 9 章 入学検定料，入学金，授業料等

(入学金等の納付)

第 33 条 入学金検定料・入学金は、次のとおりとする。

入学検定料 35,000 円 入学金 250,000 円

2 前項によって受理した納付金は、原則として返還しない。

(授業料等の納付)

第 34 条 授業料等は期日までに納付しなければならない。

授業料 年額 650,000 円 施設費 150,000 円

- 2 実験，実習等に要する費用及びその他の費用は別に徴収する。
- 3 前 2 項によって受理した納付金は、原則として返還しない。

第 10 章 科目等履修生，研究生

(科目等履修生)

第 35 条 科目等履修生については、三育学院大学学則第 36 条の規定を準用する。

(研究生)

第 36 条 本学大学院看護学研究科において、特定の研究課題について高度な研究指導を受けようとする者については、看護学研究科の教育・研究に支障のない限り、学長は、研究科教授会の審議を経て、研究生として受け入れを許可することができる。

- 2 研究生に関する規程は、別に定める。

第11章 賞 罰

(賞罰)

第37条 賞罰については、三育学院大学学則第69条及び第70条の規定を準用する。

第12章 学則の改廃

(改廃)

第38条 この学則の改廃は、理事会の議決を得て、理事長が行う。

附 則

この学則は令和2年4月1日から施行する。

別表 1

看護学研究科 看護学専攻 修士課程(第 14 条)

科目区分	授業科目名称		単位数	備考
共通科目	キリスト教人間学		2	
	保健医療福祉連携特論		2	
	看護研究方法論Ⅰ(総論)		2	
	看護研究方法論Ⅱ(量的研究・質的研究)		2	
	看護理論		2	
	看護管理学		2	
	実験的行動分析学特論		2	
専門科目	普遍実践看護学分野	スピリチュアルケア特論	2	
		看護教育学特論	2	
		看護技術特論	2	
		感染看護学	2	
		普遍実践看護学演習ⅠA(事例分析)	2	
		普遍実践看護学演習ⅠB(フィールドワーク)	2	
		普遍実践看護学演習Ⅱ(文献講読)	4	
	特定実践看護学分野	成育看護学特論	2	
		成人看護学特論	2	
		高齢者看護学特論	2	
		地域看護学特論	2	
		特定実践看護学演習ⅠA(事例分析)	2	
		特定実践看護学演習ⅠB(フィールドワーク)	2	
		特定実践看護学演習Ⅱ(文献講読)	4	
研究科目	研究	特別研究Ⅰ	4	
		特別研究Ⅱ	4	
		合計	54	

※課程を修了するには、標準修業年限 2 年以上在学し、「共通科目」において必修科目 8 単位を含め、「専門科目」において主として専攻する特論を【スピリチュアルケア特論】【看護教育学特論】【看護技術特論】【感染看護学特論】から選択した場合は、普遍実践看護学演習ⅠA、演習ⅠBと演習Ⅱにおいて、それぞれの専攻する特論から選択した計 10 単位、【成育看護学特論】【成人看護学特論】【高齢者看護学特論】【地域看護学特論】から選択した場合は、特定実践看護学演習ⅠA、演習ⅠBと演習Ⅱにおいて、それぞれの専攻する特論から選択した計 10 単位に加え、特別研究Ⅰと特別研究Ⅱの 8 単位を含め、「共通科目」および「専門科目」の専攻する特論以外の講義科目からそれぞれ 2 単位以上、合計 30 単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。